

群馬大学医学部附属病院保育所運営委員会規程

平成19. 4. 10 制 定

改 正 平成19. 4. 10 平成30. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学医学部附属病院保育所規程第15条第2項の規定に基づき、群馬大学医学部附属病院保育所運営委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 保育所の管理運営に関すること。
- (2) 保育所の経理に関すること。
- (3) 保育所の利用者の決定に関すること。
- (4) その他保育所に関し必要な事項

(組 織)

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 臨床主任会議から選出された教員 3人
- (2) 看護部長
- (3) 総務課長
- (4) 経営企画課長
- (5) 管理運営課長
- (6) 保育所保育士（責任者）
- (7) その他委員会が必要と認めた者 若干人

2 第1項第1号及び7号の委員は、病院長が委嘱する。

(任 期)

第4条 前条第1項第1号及び7号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委 員 長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聞くことができる。

(事 務)

第7条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

この規程は、平成19年4月10日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。